

# 介護で孤立する子ども達 その現状と支援

— 西南学院大学教授 —  
**安部計彦**さん



**安部計彦さんプロフィール**  
西南学院大学人間科学部社会福祉学科教授。日本社会事業大学大学院修了(博士 社会福祉学)。北九州市児童相談所、北九州市立障害福祉センターを経て現職。厚生労働省の子ども・子育て支援推進調査研究事業「ヤングケアラーの実態に関する調査研究」(三菱UFJリサーチ&コンサルティング)の検討委員会委員。著書は『ネグレクトされた子どもへの支援』共編(明石書店 2016)など。

## ヤングケアラーとは

最近、ヤングケアラーが注目されています。以前から保育所の送迎をきょうだいがしていたり、高齢者や障がい者のヘルパーさんが家を訪ねたときに平日の昼間に学齢期の子どもが世話をしている事を目にするものがあつたのですが、ヤングケアラーという概念が出てきて、その実態と課題が社会問題になってきました。

ヤングケアラーとは、「大人が行うような家族の世話(ケア)を日常的に行っている18歳未満の子ども(ヤング)」のことを言います。例えば、障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている、家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている、目を離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいをしている、日本語が第一言語でない家族や障がいのある家族のために通訳をしているなど、様々な様子があります。これは単に「お手伝い」程度ではなく「日常的に」行われていることが問題です。

## 調査から浮かび上がった実態

昨年行われた三菱UFJリサーチ&コンサルティングの調査では、全国の中学2年生の5・7%、全日制高校2年生の4・1%が「家族の中にあなたがお世話をしている人はいらぬ」と答えています。少ないようですが、中学2年生で17・5人に1人、全日制高校2年生では24・4人に1人になり、各クラスに1人はいらぬ計算になります。

家族構成ですが、ひとり親世帯23・2%、祖父母と同居している三世帯世帯は16・7%とヤングケアラーでない子どもより割合は多いのですが、両親と子どもの二世帯世帯も52・6%あり、世帯構成ではどの世帯でもあります。

ケアの対象ですが、中学2年生の複数回答で、きょうだいが61・8%で一番多く、祖父母が14・7%ですが、父親や母親の世話をしている子どもも23・5%おり、どの世帯でもありえます。

ヤングケアラーがケアに従事する程度ですが、ほぼ毎日が中学2年生で45・1%、全日制高校2年生で47・6%おり、週3〜5日が中学2年生で17・9%、全日制高校2年生で16・9%と、かなり高い頻度で

## 特集 ヤングケアラーが自分らしく生きられる社会のために

「ヤングケアラー」と呼ばれる、本来、大人が行うような家族の世話や介護を担っている子ども達をご存知ですか。

ヤングケアラーの子どもは自身の状況を当たり前だと思っているなどの理由から、過度な負担で自らの生活や学業等に影響が及んでいても、誰にも悩みを相談できずにいる人が少なくありません。

孤立しがちな子ども達が声を上げやすくなるような環境を作り、個々の思いに寄り添った適切な支援が進められるためにも、社会全体でヤングケアラーに対する理解を深めることが重要です。

そこで今回は、西南学院大学教授の安部計彦さんに、ヤングケアラーの現状や支援と対応について寄稿していただきました。

した。また1日当たりの従事時間は、7時間以上が中学2年生で11・6%、全日制高校2年生で10・7%と1割以上おり、3〜7時間未満が中学2年生で21・9%、全日制高校2年生で24・4%と、3割以上のヤングケアラーが3時間以上、家族のケアに従事していました。

学校生活への影響については、日本ケアラー連盟が神奈川県藤沢市で学校教員を対象に調査をした結果では、欠席が多い(56・3%)、低学力(41・7%)、遅刻が多い(39・6%)、宿題をしてこない(27・8%)、忘れ物が多い(26・4%)など、様々な影響が出ています。

また家庭生活への影響では、中学2年生で自分の時間が取れない(20・1%)、勉強する時間がない(16・0%)、友達と遊べない(8・5%)などがありますが、58・0%のヤングケアラーは「特になし」と答えています。そして身体的にきつい(6・6%)より精神的にきつい(15・0%)や時間がない(16・0%)と訴えています。60・5%は「きつさは特になし」と回答しています。

さらにケアをしている子ども達に「本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に

行っていることにより、子ども自身が行いたいことができないなど、子ども自身の権利が守られていないと思われる子ども」とヤングケアラーを定義して、自分が当てるはまるかを聞いたところ、同じく中学2年生で「当てはまる」は1・8%、「当てはまらない」は85・0%、「わからない」は12・5%でした。家族のケアを担っていても、子ども達自身は自分をヤングケアラーとは認識していない実態が明らかになりました。

## 求められる対応と支援

### (1) 発見

ヤングケアラーへの支援は発見から始まります。学校では遅刻や宿題をして来ない子どもの中に、家族の世話のために自宅で宿題ができなかったり、保護者の病院受診への付き添いで学校に行けない子ども(ヤングケアラー)かもしれません。保育所の送迎をきょうだいが行ったり、高齢者や障がい者のヘルパーが発見できる場合もあります。

「ヤングケアラーかもしれない」と気付いた方は、行政機関等の相談窓口までお知らせいただけることで、ヤングケアラーが発見されるかもしれません。

### (2) 生活面への支援

ヤングケアラーが社会的な課題となっているのは、子どもがケアを担うことで家族の生活が成り立ち、子どもが抜け出せないシステムだからです。子どもは家族のために自分の遊ぶ時間や勉強ができない状態であり、これは子どもの権利が侵害された状態です。ヤングケアラーへの支援を考えると、「子どもへの権利侵害」という視点は欠かすことができません。

ただ、子どもが家族のケアをすることを禁止しても問題は解決しません。ヤングケアラーが家事等を担うことで家庭が維持できているため、子どもが担っていたケアを、誰が、どのように代替するかを考えないと、ヤングケアラー問題は解決しません。

### (3) 心理面でのケア

ヤングケアラーの多くが、友達にケアの話をしません。それは「家族だから手伝うのは当たり前」と思っている場合もありますが、「話してもわかってもらえない」や「話して『大変ね』と言われたくない」など様々です。そのために孤立感を持っている場合も多いようです。

ヤングケアラーは家族のためにケ

## 困ったこと、話したいことがあつたら...

ヤングケアラーに関するご相談も受け付けています。

**\*お子さん・保護者の悩み相談、周りのお子さんで心配なことのご相談\***  
子育て総合相談  
◆日本堤子ども家庭支援センター ☎03-5824-2571

**\*18歳までのお子さんと保護者の悩み相談\***  
台東区立教育支援館 教育相談室  
◆来所相談(予約) ☎03-5246-5855 ◆電話相談 ☎03-5246-5925

その他の相談窓口の紹介やヤングケアラーについての情報など  
「子どもが子どもでいらぬ街に。」(厚生労働省)  
<https://www.mhlw.go.jp/young-carer/>